HITACHI
Inspire the Next

グリーン調達ガイドライン

～持続可能な社会の実現をめざして～

日立グループ
2005年10月

上記のマークは、日立グループの環境活動と
「環境情報表示制度」で使用するものです。

株式会社 日立製作所

グループ資材本部
〒100－8220　東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
丸の内センタービル
TEL.03－3258－1111
http://www.hitachi.co.jp

環境本部
〒101－8608　東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル
TEL.03－3258－1111

古紙配合率100%の再生紙を使用した「日立循環紙」を表しています。
本 冊子は「日立循環紙」を使用しています。

株式会社日立製作所は、グリーン購入ネットワークの会員です。

本カタログは、VOC（揮発性有機化合物）成分ゼロの環境にやさしい100%植物油型インキを使用しています。

ZZ-402　2005.12
Printed in Japan(H)

はじめに

21 世紀をむかえ、生産・消費・廃棄という「一方向型社会」からライフサイクル全体を考慮した「持続可能な社会」への転換が、求められております。

日立グループは、地球環境問題は人類共通の重要課題との認識のもとに、環境との調和を経営の最優先課題の一つとして取り組んでおり、環境に配慮した製品づくり、環境に配慮した生産活動､社会に向けた環境保全システムの提供を環境活動の 3 本の柱とし、環境保全と経済成長への寄与をめざしております。

企業経営において、環境問題への対応が重視される中で、購買という機能の重要性を認識することが不可欠となります。すなわち、製品・サービスの提供を通じて環境負荷を低減させていくためには、物品の購入段階での適切な対応が必要であります。これらの購入物品は省エネルギーなど使用段階における環境負荷低減、適正処理やリサイクルなど使用後の対応にも大きな影響を及ぼし、また、化学物質管理や汚染対策とも密接なつながりを持っております。

特に化学物質に関しては、2003 年 2 月に、EU（欧州連合）加盟国で、「電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限指令」（RoHS 指令（2002/95/EC））が発効し、2006 年 7 月 1 日より、日本、欧州、中国などの各地域で製品含有化学物質の法規制が強化されます。

こうした中、日立グループでは、このグローバルな環境施策の動向に呼応して、CSR の視点からグループ全体でのモノづくりを捉え直し、2004 年に「環境 CSR 対応モノづくり規程」を策定しました。これは、経営、企画、設計開発、調達、製造、流通、使用、リサイクル､廃棄といった製品の全ライフサイクルでの環境負荷低減をめざしたものです。

より環境負荷の少ない物品調達、いわゆるグリーン調達を実施するために、ここに「グリーン調達ガイドライン」を改訂いたしました。

サプライチェーンにおいて信頼に基づく責任範囲を明確にした取引の関係を構築してまいりたいと存じますので、調達先各位のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

株式会社　日立製作所
グループ資材本部
環境本部

目　次

1．日立グループの CSR 活動と環境活動への取り組み …… 4

2．日立グループのグリーン調達の考え方 …… 7
　2．1 目的 …… 7
　2．2 グリーン調達の考え方 …… 7
　2．3 グリーン調達推進にあたってのお願い …… 7

3．覚書および不含有保証について …… 8

4．調達先への調査協力のお願い …… 9
　4．1 調査回答方法 …… 9
　4．2 調査頻度 …… 9
　4．3 調査範囲 …… 9
　4．4 調査内容 …… 9

添付資料
　日立グループ自主管理化学物質一覧 …… 12
　　レベル 1 禁止物質群リスト（別表 1）
　　レベル 2 管理物質群リスト（別表 2）
　含有化学物質の調査（添付 1）…… 13
　測定方法について（添付 2）…… 15

1. 日立グループのCSR活動と環境活動への取り組み

日立グループは創業以来の企業行動基準を軸として企業活動を行ってきました。この普遍的な日立の企業精神を土台とし、さらに、今日の社会の期待に応えるため、2005 年 3 月、CSR の視点で「日立グループ CSR 活動取り組み方針」を新たに策定しました。この方針の中で、環境保全活動の推進とともにビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化をめざしています。環境保全活動は社会全体に関わる内容にて、「日立製作所環境保全行動指針」に掲げる項目を調達先皆様のご協力をもって推進してまいりたく宜しくお願いいたします。

企業行動基準　基本理念

日立製作所は、その創業の精神である“和”、“誠”、“開拓者精神”をさらに高揚させ、日立人としての誇りを堅持し、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献することを基本理念とする。

あわせて、当社は、企業が社会の一員であることを深く認識し、公正かつ透明な企業活動に徹するとともに、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力する。

1983 年 6 月制定（1996 年 9 月改正）

CSR：Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

日立グループ CSR 活動取り組み方針

1. 企業活動としての社会的責任の自覚

日立グループ全役員及び全社員は、企業の社会的責任（CSR）が企業活動そのものであることを自覚し、社会及び事業の持続的発展を図るべく、本取り組み方針に基づいて、社会的責任を果たしていきます。

2. 事業活動を通じた社会への貢献

優れた研究・技術・製品開発を基盤とした事業活動によって、安全かつ良質な製品・サービスをお客様に提供すると共に、豊かで活力のある社会の構築に貢献します。

3. 情報開示とコミュニケーション

日立グループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行います。

4. 企業倫理と人権の尊重

文化や道徳観、倫理や法体系等が多様であるグローバルな事業環境において、公正で誠実な事業活動を行うと共に、人権の尊重及び高い企業倫理に基づいた行動を取ります。

5. 環境保全活動の推進

環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、環境に与える負荷を低減し、限りある資源の有効活用を行います。

6. 社会貢献活動の推進

良き企業市民として、より良い社会を実現するため、社会貢献活動を積極的に推進します。

7. 働き易い職場作り

全ての社員にとって、働きやすい、やりがいのある職場作りに努めると共に、仕事を通じた自己実現や自己成長を図ることのできる、意欲ある社員を積極的に支援します。

8. ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化

全ての取引先に協力を求めて、社会的責任意識を共有化し、公正、かつ健全な事業活動の推進に努めます。

2005 年 3 月策定

日立製作所環境保全行動指針より

スローガン

製品・サービスを通じて環境と調和した持続可能な社会を実現するために、当社は製品の全ライフサイクルにおける環境負荷低減をめざしたグローバルなモノづくりを推進し、環境保全に努めることにより社会的責任を果たす。

行動指針

1. 地球環境保全は人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。
2. 地球環境保全および資源有限性への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術及び製品を開発することにより社会に貢献するよう努める。
3. 環境保全を担当する役員は、環境保全活動を適切に推進する責任を持つ。環境保全を担当する部署は、環境関連規定の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保全活動の推進・徹底を図るとともに、環境保全活動が適切に行われていることを確認し、その維持向上に努める。
4. 製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、販売、使用、廃棄などの各段階における環境負荷の低減をめざしたグローバルなモノづくりを推進する。
5. モノづくりによって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するために省エネルギー、省資源、化学物質管理、リサイクル等、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図る。
6. 国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制を遵守するにとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める。
7. グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。
8. 従業員の環境に関する法律遵守、環境への意識向上、広く社会に目を向け、幅広い観点からの環境保全活動について教育する。
9. 環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。
10. 環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。

1993年3月制定
2004年11月改正

2. 日立グループのグリーン調達の考え方

2.1 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない製品の開発・設計を行うことでお客様に環境に配慮した製品をお届けし、地球環境を保全し、持続可能な社会を構築することを目的とします。

2.2 グリーン調達の考え方

積極的に環境保全活動に取り組んでいる調達先から、化学物質使用の適正化･減量化･長寿命化･再資源化･分解性・処理容易性・省エネルギー性などを考慮した、環境負荷の少ない製品・サービスなどを調達することです。

2.3 グリーン調達推進にあたってのお願い

日立グループは、グリーン調達を推進するため、調達先の環境保全活動と調達先から購入する調達品の環境保全状況の両面を重要視しております。
調達先におかれましては、以下のガイドラインを満たすべく、積極的に取り組んでくださいますよう、お願いいたします。

(1) 調達先の環境保全活動に関する項目

(i) ISO14001、EMASなどの国際規格に準拠するEMS、若しくはKES、エコステージ、エコアクション21に準拠するEMSに関して第三者認証を得ていること、または、日立グループによる監査に合格することが原則必要です。

(ii) グリーン調達を実施、または、グリーン調達の実施に向けた計画を立てるようお願いいたします。

(iii) 日立グループが監査を実施する場合には、4.4(1)(c)環境保全活動に関する項目(19項目)を満たすように取り組んでください。

(iv) 納入品の含有化学物質を管理する仕組みづくりに取り組むようお願いいたします。

(2) 日立グループが調達する調達品の環境保全に関する項目

調達品の環境保全に関しては、4.4(1)(e)調達品の環境負荷低減項目調査(10項目)に従って取り組んでください。

ISO14001	: ISO審査登録機関(国際標準化機構)で構成する国際的に認められた第三者認証制度
EMAS	: Eco-Management Audit Scheme 1995年4月に発効したEC(欧州共同体、現在の欧州連合、EU)の環境管理体制
EMS	: Environmental Management System 環境マネジメントシステム
KES	: 京都市および事業者が主体となって推進している「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」による最も普及した中小企業向け環境マネジメントシステム
エコステージ	: ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム
エコアクション21	: 環境省が策定した環境マネジメントシステム 環境活動レポートの公表を求める

(3) 調達品の含有化学物質に関する項目

日立グループでは、調達品の含有化学物質を下記の通り二つのカテゴリーに分けて管理します。

■管理対象物質

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル１ 禁止物質群	原則、日立グループが、納入品に含有していることを禁止する化学物質。(国内外の法規制で、製品（梱包材を含む）への使用が禁止または制限されている物質の中で納入品に使用される可能性がある化学物質。) 「レベル１禁止物質群リスト」(別表１）による。	「レベル１禁止物質群リスト」(別表1)に記載。
レベル２ 管理物質群	含有を制限するものではないが、含有状態を把握し、リサイクルや適正処理を配慮する管理物質。 「レベル２管理物質群リスト」(別表２）による。	「レベル２管理物質群リスト」(別表2)に記載。

ただし、上記以外の物質群に関して、個別の管理をお願いすることがあります。調査及び測定方法については、「含有化学物質の調査」(添付 1）及び「測定方法について」(添付 2）を参照ください。

3. 覚書および不含有保証について

日立グループでは、資材取引の際に、基本契約の一環として「納入資材の含有化学物質に関する覚書」(覚書）の締結をお願いしています。また、必要に応じて生産材として調達する製品（原材料、部品、半完成品、完成品など）に含まれる化学物質について、「納入資材の含有化学物質に関する不含有保証書」(不含有保証書）の提出を依頼する場合があります。

4. 調達先への調査協力のお願い

日立グループは、調達先の環境保全状況並びに調達品の環境保全状況に関するデータを活用することにより、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。
調達先におかれましては、持続可能な社会の実現に向けた環境保全活動の継続的な取り組みとともに下記の調査についてご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

4.1 調査回答方法

日立グループでは、インターネットを活用したグリーン調達システム(A Gree'Net)により、情報提供をお願いしていますので、ご協力ください。本システムは、国際標準または業界標準に広く使われているフォーマットにも順次対応してまいります。

4.2 調査頻度

(1) 調達先の環境保全活動に関する項目

調達先皆様におかれては、環境保全活動に対し、定期的(1回/年)に見直しを行い、グリーン調達システム(A Gree' Net)に入力更新をお願いいたします。

(2) 日立グループが調達する調達品の環境保全に関する項目

必要に応じて調査依頼しますので、グリーン調達システム(A Gree'Net)に入力回答をお願いいたします。

4.3 調査範囲

(1) 調達先の環境保全活動に関する項目

日立グループが取引する全ての調達先に関して調査を実施します。

(2) 日立グループが調達する調達品の環境保全に関する項目

日立グループが生産材として調達する製品(原材料、部品、半完成品、完成品など)の含有化学物質に関して調査を実施します。

4.4 調査内容

(1) 調達先の環境保全活動に関する項目

日立グループが、生産材として調達する製品(原材料、部品、半完成品、完成品など)の調達先毎[注1]に以下の調査を実施します。

(a) 環境認証に関する項目

■ISO14001または日立の認める外部認証取得など

①ISO14001認証を取得済
②その他 EMS認証取得済
③ISO14001などの外部認証取得推進中または取得計画が確定している

(b)「グリーン調達」への取り組みに関する項目

■グリーン調達の実施計画状況

①グリーン調達を実施している
②グリーン調達の計画がある

注 1：会社またはその事業所となることがあります

(c) 環境保全活動に関する項目

■企業理念・方針

①環境保全に関する企業理念がある
②環境方針を定め継続的向上及び汚染防止を誓約している
③環境方針で法規制の遵守を誓約している
④環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

■計画・組織

⑤環境保全に対する目的、目標がある
⑥目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている
⑦目的、目標を達成するための実行計画がある

■環境評価・システム

以下の項目を管理・評価し改善に努力している

⑧水質汚濁
⑨大気汚染
⑩騒音・振動
⑪廃棄物処理
⑫エネルギー(電気、ガス、燃料など)
⑬日立グループが定める禁止物質を自社内で使用していない
(※日立グループへの納入品に含有しない)
⑭製品アセスメントの仕組みがある
⑮緊急時に対する仕組みがある
⑯環境内部監査の仕組みがある

■教育訓練、情報提供

⑰環境関連の教育を実施している
⑱著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、
作業者リストを作成している
⑲環境保全に関する情報を提供している

(d) 製造過程情報

■製造過程でのオゾン層破壊物質使用の有無

①製品製造工程にて使用している
②製品製造工程にて使用していない
③調査中

(e) 調達品の環境負荷低減項目調査

■省資源

①製品の減量化、小型化に配慮している
②再生部品または再生資源を利用している(再生材含有率)
③長寿命化に配慮している

■省エネ

④待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している(エネルギー低減率)

■リサイクル

⑤製品を回収、リサイクルしている(リサイクル率)
⑥材料の統一、標準化をしている
⑦分解、分別の容易性に配慮している

■梱包材

⑧梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■情報提供

⑨製品に関する環境情報を提供している

■化学物質

⑩化学物質の使用の適正化に努めている

(2) 日立グループが調達する調達品の環境保全に関する項目

■製品基本情報
■製品環境負荷低減項目調査
■製品構成情報
■含有物質群有無情報
■納入情報(不含有保証書提出情報)

個々の調達品に関する含有化学物質の調査項目の詳細については、グリーン調達システム(A Gree'Net)取扱説明書を参照ください。(URL: https://ecsr.hitachi.co.jp)
A Gree'Netへのアクセスには、事前のユーザ登録が必要です。
詳細は調達先皆様の納入先日立グループ各社事業所の調達担当部門へお問い合わせください。

日立グループ自主管理化学物質一覧

別表 1（レベル 1 禁止物質群リスト）

	化学物質（群）名	法規制値 （最大許容値）	関連する主な法令
1	カドミウム及びその化合物※1	100ppm 75ppm （樹脂、塗料、インク：デンマーク） 100ppm（包装材）※5	「カドミウム含有製品の販売、輸入、製造の禁止に関する 1992 年 12 月 23 日第 1199 法定命令（デンマーク）」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」、「特定危険物質を含む電池・蓄電池に関する指令（EU）」、「ELV 指令（EU）」、「RoHS 指令（EU）」、「包装·包装廃棄物指令（EU）」、「米国包装材重金属規制」
2	六価クロム化合物※1	1000ppm 100ppm（包装材）※5	「ELV 指令（EU）」、「RoHS 指令（EU）」、「包装·包装廃棄物指令（EU）」、「米国包装材重金属規制」
3	鉛及びその化合物※1	1000ppm 100ppm（包装材）※5	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」、「特定危険物質を含む電池·蓄電池に関する指令（EU）」、「ELV 指令（EU）」、「RoHS 指令（EU）」、「包装・包装廃棄物指令（EU）」、「米国包装材重金属規制」
4	水銀及びその化合物※1	1000ppm 100ppm（包装材）※5	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」、「特定危険物質を含む電池·蓄電池に関する指令（EU）」、「ELV 指令（EU）」、「RoHS 指令（EU）」、「包装·包装廃棄物指令（EU）」、「米国包装材重金属規制」
5	ビス（トリブチルスズ）= オキシド（TBTO）	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第 1 種特定化学物質）
6	ポリ臭化ビフェニール類（PBB 類）	1000ppm	「RoHS 指令（EU）」、「ドイツダイオキシン法令」
7	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	1000ppm	「RoHS 指令（EU）」、「ドイツダイオキシン法令」、pentaBDE,octaBDE →「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」
8	ポリ塩化ビフェニル（PCB 類）	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第 1 種特定化学物質）、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」
9	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 3 以上）	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第 1 種特定化学物質）
10	短鎖型塩化パラフィン※2	意図的な使用禁止	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」、「ドイツダイオキシン法令」
11	アスベスト類	意図的な使用禁止	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」
12	アゾ染料・顔料※3	30ppm	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」、「ドイツ日用品規制」
13	オゾン層破壊物質※4	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」、「1990 年大気浄化法第 611 条（米国）」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律·規則·行政規定の近似化を図るための理事会指令（EU）」、「オゾン層破壊に関する EU 規則」

別表 2（レベル 2 管理物質群リスト）

	化学物質（群）名
1	アンチモン及びその化合物※6
2	ヒ素及びその化合物※6
3	ベリリウム及びその化合物※6
4	ビスマス及びその化合物※6
5	ニッケル及びその化合物（合金は除く）※6
6	セレン及びその化合物※6
7	臭素系難燃剤※7
8	ポリ塩化ビニル（PVC）
9	フタル酸エステル類
10	トリブチルスズ類（TBT類）、トリフェニルスズ類（TPT類）
11	オゾン層破壊物質（HCFC）
12	放射性物質

※1：金属には、その合金を含む。
※2：炭素鎖長/10~13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。
※3：特定アミンを形成するアゾ染料·顔料
※4：HCFCを除くオゾン層破壊物質
※5：包装材は、4物質合計で100ppm以下
※6：金属には、その合金を含む。ただし、ニッケルは除く。
※7：PBB類、PBDE類以外のもの（PBB類、PBDE類は別表1（禁止））

添付 1（含有化学物質の調査）

■原材料、部品、半完成品、完成品などの含有化学物質の調査について

・各分母分子については、下記「含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義」に従ってください。
・含有率がしきい値以下の場合でも、「調査数値登録の考え方」に従ってください。

	調査の単位	調査数値の単位・区分	調査数値登録の考え方	
			意図的添加がある場合	非意図的添加が予想される場合
レベル 1 禁止物質群	均質材料単位	単位：含有部位ごとの a）分母の質量及び分子の質量、または b）分母の質量及び濃度 区分：最大値（理論値または実測値）	数値の如何にかかわらず登録	含有する可能性がある場合にも登録
レベル 2 管理物質群	納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位	単位：納入製品単位中に含有する当該物質の質量、または任意の階層に分割した各階層単位の当該物質の質量 区分：平均値（理論値または実測値）または最大値（理論値または実測値）	数値の如何にかかわらず登録	存在が確認されその数値を把握できている場合にも登録

※ただし、上記以外の物質群に関しても、個別の管理をお願いすることがあります。

※特に、以下の場合は不純物として禁止物質を含有していることがあるため、その含有濃度を明らかにし、しきい値を超えないように管理をお願いします。

【不純物として禁止物質を含有する場合】
・黄銅及びアルミダイキャスト中の不純物のカドミウム
・ポリ塩化ビニル中に製造過程で混入する不純物の鉛
・難燃化樹脂中に含まれる三酸化アンチモン由来の不純物の鉛
・溶融亜鉛メッキ中の不純物のカドミウム及び鉛

■含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義

（1）分母の定義
禁止物質：均質材料単位
管理物質：納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位

【均質材料の考え方】
・均質材料とは、単一の化合物または元素で構成された材料
・複合材料の場合は、以下の表を参照

複合材料	判断基準
化合物、ポリマーアロイ、金属合金など	均質材料とみなす
塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダー等の原材料	それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるものを均質材料とみなす 例：塗料、接着剤においては乾燥硬化後の状態 ：樹脂ポリマーは成形後の状態 ：ガラス及びセラミックの形成後の状態
塗装、印刷、めっきなどの単層	各々の単一層を均質材料とみなす （亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす） また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態（ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす）

（2）分子の定義
・化学物質とは「元素または化合物」を指す。

化学物質	分子の定義
金属及び金属化合物	金属元素の質量
金属及び金属化合物以外	その化学物質の質量

■製品構成情報の登録内容例（電気部品）

日立グループでは、製品、部位、組成（化学物質）を以下の表及び階層図のように定義します。

・禁止物質及び管理物質に該当しない非対象物質を「その他化学物質」とまとめることが可能です。

・化学物質とは「元素または化合物」を指します。

・部位とは物理的に分解できる最小の単位であり、均質物質から成り立ちます。
（ただし、詳細についてはAGree'Net取扱説明書を参照）

アルミニウム電解コンデンサ （重量：3g）

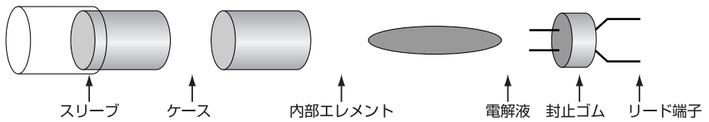

製品：アルミニウム電解コンデンサ

部位			組成（化学物質）			
部位		質量 /g	化学物質名称	用途	CAS 番号	含有量 /g
スリーブ（外装チューブ）		0.3	ポリ塩化ビニル		9002-86-2	0.15
			三酸化アンチモン	難燃剤	1309-64-2	0.03
			その他化学物質		ー	0.12
ケース		0.15	その他化学物質		ー	0.15
内部エレメント		2	アンチモン		7440-36-0	0.02
			鉛		7439-92-1	0.009
			その他化学物質		ー	1.971
電解液		0.3	その他化学物質		ー	0.3
封止ゴム		0.15	その他化学物質		ー	0.15
リード端子	はんだメッキ	0.011	鉛	はんだ	7439-92-1	0.005
			その他化学物質		ー	0.015
	心線	0.089	銅（必要に応じて）		7440-50-8	0.075
			その他化学物質		ー	0.005

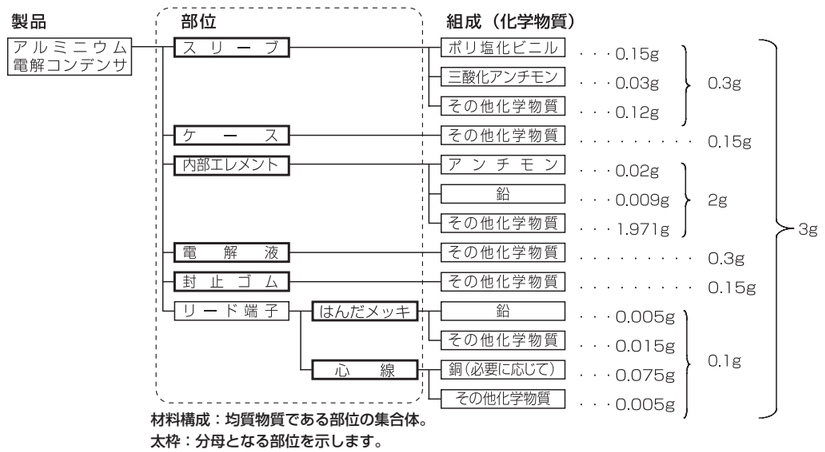

材料構成：均質物質である部位の集合体。
太枠：分母となる部位を示します。

添付2（測定方法について）

■含有する化学物質質量の測定方法について

（1）鉛、六価クロム、カドミウム、水銀、PBB、PBDEの測定方法

・日立グループの「RoHS指令対応　カドミウム・鉛・水銀・六価クロム・臭素系難燃剤（PBB・PBDE）の分析ガイドライン」（http://greenweb.hitachi.co.jp/pdf/RoHS.pdf）に準拠した測定方法を用いるか、または同等以上の精度の測定方法により測定する。

（2）その他の化学物質の測定方法

・その他の化学物質の測定方法については、納入先事業所の品質保証部門の指示に従ってください。